

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、契約書に定めるもののほか、この約款に基づき、別冊の仕様書(現場説明書等を含む。)及び図面に従い、この契約を履行しなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第2条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(特許権等の使用)

第3条 受注者はこの契約の履行に際し特許権等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(一括再委託等の禁止)

第4条 受注者は、委託業務(以下「業務」という。)の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

3 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

4 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(履行期間の延長)

第5条 受注者は、その責めに帰することのできない理由により、履行期間内に業務を完了することができないことが明らかとなったときは、遅滞なく、その理由を明示した書面をもって、発注者に対し、履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は、発注者と受注者とは協議して定めるものとする。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、委託金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(不可抗力による損害)

第6条 この契約履行に際し発生する一切の責任は受注者の負担とする。ただし、天災その他不

可抗力の事由による場合及び発注者の責に帰する事由による場合はこの限りでない。

(監督員)

第7条 発注者は、監督員を定めたときは、受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

(現場責任者及び技術管理者)

第8条 受注者は、現場責任者及び技術管理者又はそのいずれかを定め、発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。ただし、発注者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 現場責任者は、業務の現場に常駐し、業務の履行に関し指揮監督しなければならない。

3 技術管理者は、業務の履行に関し技術上の管理をつかさどらなければならない。

4 現場責任者及び技術管理者は、これを兼ねることができる。

(業務の調査等)

第9条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対し、業務の処理状況につき調査し、又は報告を求めることができる。

(業務の内容の変更等)

第10条 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者、受注者協議して書面をもってこれを定める。

2 前項前段の規定により業務の内容を変更し、又は業務の実施を一時中止した場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して書面をもって定める。

(委託金額の支払)

第11条 受注者は、第15条第2項又は第3項の検査に合格したときは、発注者の指示する手続に従って、発注者に対し、委託金額の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求を受けた日から30日以内に当該委託金額を支払わなければならない。

3 前項の場合において、消費税法(昭和63年法律第108号)の改正等により、この契約を締結した後消費税額に変動が生じているときは、発注者は、同項の委託金額にその変動した額に相当する額を加減した額を支払うものとする。

(石岡市財務規則及び石岡市建設工事執行規則)

第12条 発注者、受注者両者は、この契約の履行にあたり、石岡市財務規則及び石岡市建設工事執行規則の該当条項を誠実に守らなければならない。

(履行遅延の場合における違約金等)

第13条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、当該履行期間後に業務を完了する見込みがあると発注者が認めるときは、発注者は、受注者から違約金を徴収した上で、その履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金の額は、遅延日数に応じ、委託金額に年2.6パーセントの割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の場合において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の改正等により、この契約を締結した後に前項に規定する率に変動が生じているときは、発注者は、同項の規定による違約金の額にその変動した率に相当する額を加減した額を徴収することができるものとする。

4 発注者の責めに帰すべき理由により、第11条第2項の規定による委託金額の支払が遅れた場合においては、受注者は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年2.6パーセントの割合を乗じて得た額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。

5 前項の場合において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の改正等により、この契約を締結した後に前項に規定する率に変動が生じているときは、受注者は、同項の規定による遅延利息の額にその変動した率に相当する額を加減した額を請求することができるものとする。

(損害のために必要を生じた経費の負担)

第14条 業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために必要を生じた経費は、受注者の負担とする。ただし、その損害の発生に発注者の責めに帰すべき理由がある場合には、その過失の範囲内で発注者が負担するものとし、その額は、発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

第15条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく、書面をもってその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。この場合において、発注者は、当該検査の結果を書面をもって受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、業務が前項の検査に合格しないときは、直ちに当該業務の補正を行い、発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、補正の完了を業務の完了とみなして、前2項の規定を適用する。

(談合等の不正行為に係る損害の賠償)

第16条 この契約に関し、受注者(共同企業体の場合にあっては、その構成員)が次の各号のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、この契約の委託金額(この契約締結後、当該委託金額に変更があった場合には、当該変更後の委託金額)の10分の2に相当する額を賠償金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これらが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受注者(法人の場合にあっては、その役員又は使用人。次号において同じ。)の独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、受注者の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた損害額が同項の規定による賠償金の額を超える場合に、発注者がその超過分について賠償を請求することを妨げない。

3 受注者が前2項の規定による賠償金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、遅延利息として、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該賠償金の額に年2.6パーセントの割合を乗じて得た額を発注者に支払わなければならない。

4 前項の場合において、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率の改正等により、この契約を締結した後前項に規定する率に変動が生じているときは、受注者は、同項の規定による遅延利息の額

にその変動した率に相当する額を加減した額を支払わなければならないものとする。

(発注者の解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 受注者の責めに帰すべき理由により、履行期間内に業務を完了する見込みが明らかでないこと認められるとき。

(2) 第4条第1項から第3項本文までの規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約又はこの約款に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。

(4) 受注者（受注者が設計共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(契約が解除された場合等の違約金)

第17条の2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、発注者に対して請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 前条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合（第17条第4号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、当該契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。

第18条 発注者は、業務が完了するまでの間は、前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、当該賠償の額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（契約保証金）

第19条 発注者は目的物の引渡しを受けた時は、ただちに受注者に頭書の契約保証金を還付する。

2 前条の規定により発注者が契約を解除したときは、頭書の契約保証金は石岡市に帰属する。

（違約金・遅延利息金又は賠償金）

第20条 受注者がこの契約に基づく違約金・遅延利息又は賠償金を発注者の指定する期日までに納付しないときは、発注者は契約代金支払いの際にその金額を控除し、なお不足するときは更に追徴する。

（個人情報の保護）

第21条 受注者はこの契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護のため以下に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 2 受注者はこの契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この事業が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約に係わる業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。
- 4 受注者は、業務を処理するための個人情報の取り扱いを自ら行うものとし、発注者が承認した場合を除き、第三者にその取り扱いを委託してはならない。
- 5 受注者は発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の

ために利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

6 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

7 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

8 受注者は、業務を処理するため、発注者から提供を受け、又は受注者自ら収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、業務終了後は直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示した方法によるものとする。

9 受注者はこの個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従うものとする。

(補則)

第 22 条 この契約に定めのない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。